



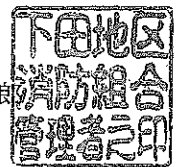
下田地区消防組合告示第6号

消防法施行規則第1条及び危険物の規制に関する規則第7条の5の規定に基づ
く組合管理者が定める公示の方法を別紙のとおり定めたのでこれを公表する。

令和8年7月28日

下田地区消防組合

管理者 下田市長 松木正一郎



下田地区消防組合告示第 6 号

消防法施行規則第 1 条及び危険物の規制に関する規則第 7 条の 5 の規定に基づく組合管理者が定める公示の方法

消防法施行規則(昭和36年自治省令第 6 号)第 1 条及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第 7 条の 5 の規定に基づく組合管理者が定める公示の方法は、下田地区消防組合公告式条例(昭和57年下田地区消防組合条例第 1 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示のほか、下田地区消防組合公式ホームページに掲載するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。